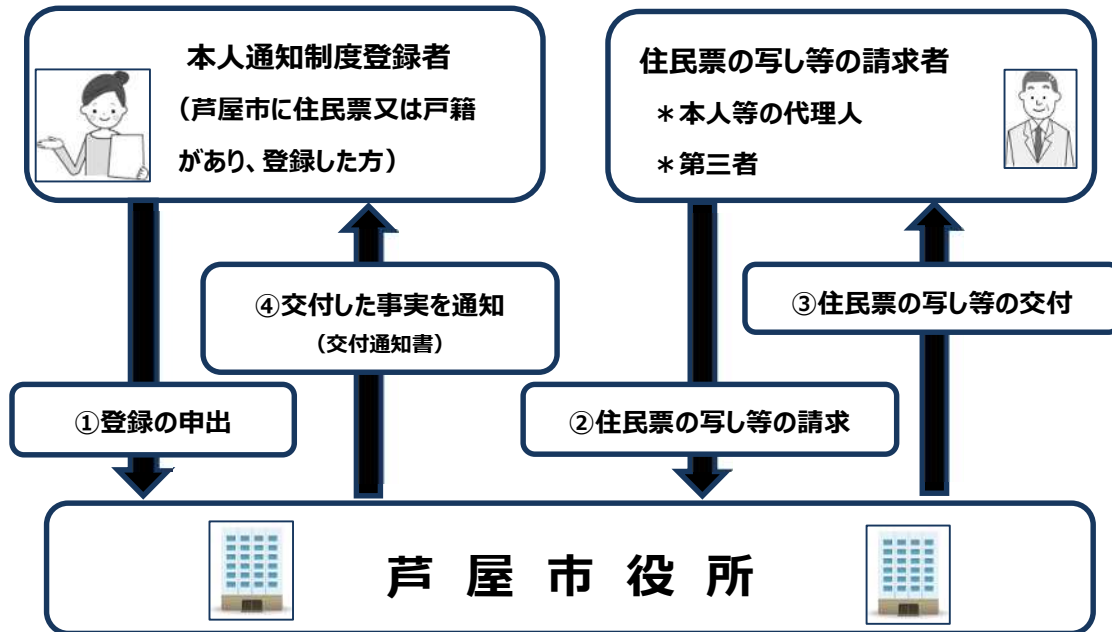


# 本人通知制度のご案内

## 「本人通知制度」とは？

結婚や就職に際し、本人の知らないところで行われる「身元調査」は、結婚差別、就職差別等の人権侵害につながるおそれがあります。

本人通知制度は、第三者等が住民票の写しや戸籍謄本等を取得した場合に、登録者に対して交付した事実を通知するものです。不正な身元調査を発覚しやすくすることにより、不正請求を抑制し、人権擁護につながることを目的としています。（交付して良いかを事前に登録者に確認する制度ではありません。）



## 登録をお願いします

本人通知制度の利用には、登録が必要です。

- 登録できる方は、芦屋市に住民票や戸籍のある方（あった方）です。
- 登録手続は、マイナンバーカードをお持ちの方であれば、オンラインでの申請が便利です。
- 芦屋市役所北館1階市民課4番窓口及びラポルテ市民サービスコーナーでの窓口申請も可能です。

## 登録された方に交付通知書を郵送します

本人等の代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄本等を交付した場合に、交付年月日、交付した証明書の種別、交付通数、交付請求者の種別等を記載した交付通知書を郵送します。

## 本人等の代理人や第三者からの請求内容について詳しく知りたい場合

住民票の写しや戸籍謄本等の交付申請書の内容を詳しく知りたい場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき開示請求ができます。第三者の個人氏名等については、不開示となる場合があります。

お問い合わせ先：芦屋市 市民課（TEL 0797-38-2030）

## Q1 窓口での登録申請の受付場所と時間を詳しく知りたい。

受付場所： ・芦屋市役所 北館1階 市民課4番窓口・ラポルテ市民サービスコーナー

受付時間： 芦屋市役所…平日の午前9時から午後5時まで

ラポルテ市民サービスコーナー…月・火・水・金の午前10時から午後6時

土曜・祝日・振替休日の午前10時から午後5時

※祝日が木曜日、日曜日の場合は休業

(休業日：木・日曜日 4月29日、5月3日から5日、12月29日から翌年1月3日)

※郵送、オンラインでも登録の申出ができます。詳しくは芦屋市ホームページをご覧ください。

## Q2 窓口での登録の手続に必要なものは？

- ① 芦屋市本人通知制度事前登録申出書（※窓口にあります）
- ② 窓口へ来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード等の官公署発行の顔写真付き証明書の場合は1つ、資格確認書等の場合は2つ必要）
- ③ 代理人（登録したい方から委任を受けた方）の場合は、委任状（申出者と同一世帯の方の場合は不要）

## Q3 第三者とは具体的には誰のことですか？

第三者とは、住民票においては「同一世帯の方」以外の方、戸籍においては「戸籍に記載されている方、その配偶者、直系尊属・直系卑属」以外の方をいいます。具体的には個人、法人、八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）です。

## Q4 どのような場合に第三者が証明書を取得できるの？ 本人、家族以外が取得できるの？

住民基本台帳法や戸籍法において、住民票の写しや戸籍謄本等の証明書は、正当な理由があれば、第三者からの請求が認められています。例えば、次のような場合に第三者へ交付されます。

- ・満期保険金を支払う必要がある保険会社が、契約者の転居先の住所を確認する場合
- ・債権回収、債権保全のために債権者が、債務者の転居先の住所を確認する場合
- ・相続手続や訴訟手続のために必要な場合
- ・八業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）が受任している事件や事務を遂行するために必要な場合

## Q5 本人通知制度の対象となる証明書は？

- ・住民票の写し
- ・住民票除票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・除票記載事項証明書
- ・戸籍謄本等
- ・除籍謄本等
- ・戸籍証明書
- ・除籍証明書
- ・戸籍の附票の写し
- ・戸籍の附票の除票の写し

## Q6 登録の期限はありますか？

登録の期限はありません。しかし、登録者が死亡された場合は登録が抹消されます。また交付通知書の送付先が不明となった場合や、居所不明で住民票が削除された場合も登録が抹消されます。

## Q7 登録内容に変更が生じた場合は、届出する必要はありますか？

対象とする証明書を追加する場合や交付通知書の送付先を変更する場合等は、変更届が必要です。変更のお届けがされていない場合、交付通知書がお手元に届かない可能性があります。交付通知書の送付先が不明となった場合は登録が抹消されますので、必ず変更届をお願いします。